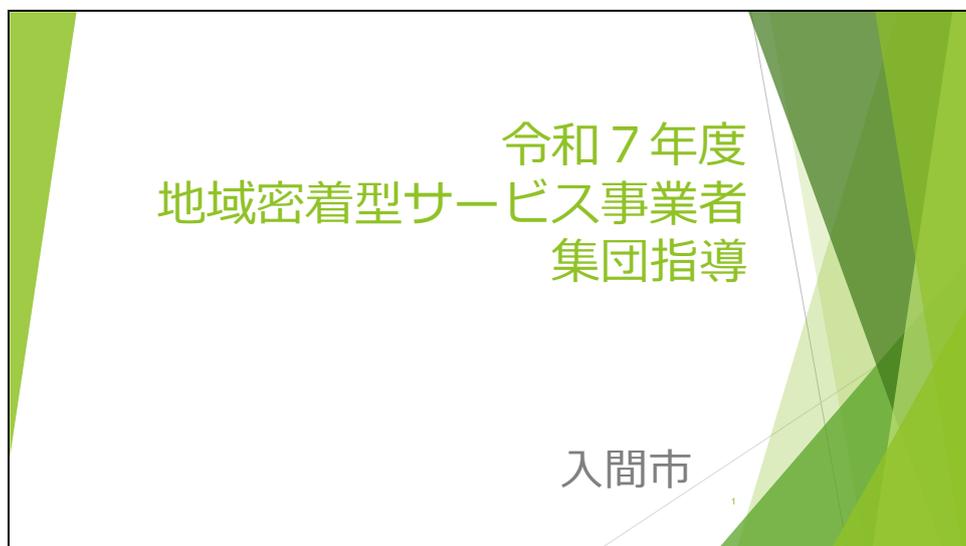


スライド 1



皆様におかれましては日頃より介護サービスのご提供、介護保険行政にご協力いただきまして誠にありがとうございます。

本動画をもって集団指導とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

スライド 2

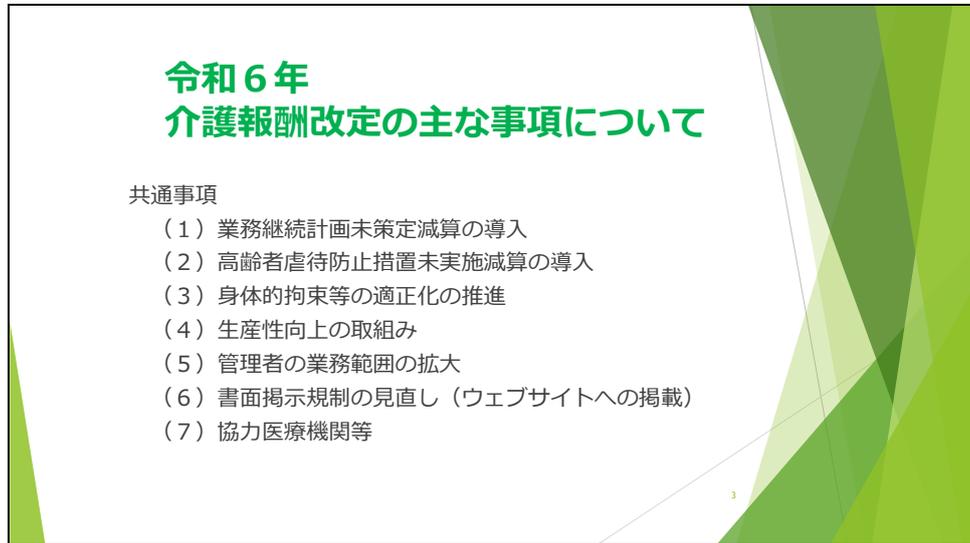
令和7年度 入間市地域密着型サービス事業所集団指導 次第

- 1 令和6年介護報酬改定の主な事項についての確認
- 2 運営指導における主な指摘事項
- 3 その他の注意事項
- 4 令和7年度の取り組み

※ 集団指導資料を確認後、出席確認アンケートにご回答ください。回答をもって出席と見なさせていただきます。

2

次第です。本日はこの4点についてご説明します。



**令和6年
介護報酬改定の主な事項について**

共通事項

- (1) 業務継続計画未策定減算の導入
- (2) 高齢者虐待防止措置未実施減算の導入
- (3) 身体的拘束等の適正化の推進
- (4) 生産性向上の取組み
- (5) 管理者の業務範囲の拡大
- (6) 書面揭示規制の見直し（ウェブサイトへの掲載）
- (7) 協力医療機関等

3

まずは、前年にもご説明しました令和6年介護報酬改定の主な事項について再確認いたします。

地域密着型サービス事業所に共通している事項としては大きくこの7つになります。順に説明していきます。

(1) 業務継続計画未策定減算の導入

業務継続計画策定は、令和3年度改正時に令和6年3月までに策定するよう全事業所に義務付けられておりました。

市内事業所については、「策定済」であることを確認しております。

ご対応ありがとうございました。

業務継続計画については、状況に応じて更新していくことが求められております。引き続き、よろしくお願いいたします。

はじめに業務継続計画未策定減算の導入についてですが、業務継続計画は前回、令和3年改正時に3年間の猶予期間をもって全事業所に策定するよう義務付けられていました。

今回、令和6年3月末で猶予期間も終了したところで、未策定の事業所に対して減算という措置になります。

市内事業所については、全事業所が策定済であることを確認しております。

ご対応ありがとうございました。

業務継続計画については、状況に応じて更新していくことが求められております。引き続き、よろしくお願いいたします。

(2) 高齢者虐待防止措置未実施減算の導入

高齢者虐待防止措置は、令和3年度改正時に令和6年3月までに措置するよう全事業所に義務付けられておりました。

市内事業所については、「策定済」であることを確認しております。

ご対応ありがとうございました。

虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催（テレビ電話装置等の活用可能）するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図るよう今後もよろしくお願いたします。

5

(2) 高齢者虐待防止措置未実施減算の導入

高齢者虐待防止措置についても令和3年改正時に3年間の猶予期間をもって全事業所に策定するよう義務付けられていました。

令和6年4月以降、この措置について実施していない事業所について減算が適応されません。

市内事業所については、全事業所が「策定済」であることを確認しております。

ご対応ありがとうございました。

虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図るよう今後もよろしくお願いたします。

(3) 身体的拘束等の適正化の推進

■ (看護) 小規模多機能型居宅介護支援事業所

身体的拘束等の適正化のための措置（委員会の開催等、指針の整備、研修の定期的な実施）が義務付けられておりました。
市内事業所について適正化が実施されたことを確認しております。
ご対応ありがとうございました。
今後も委員会の開催、研修の実施をお願いいたします。

■ 地域密着型通所介護事業所

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することが義務付けられております。

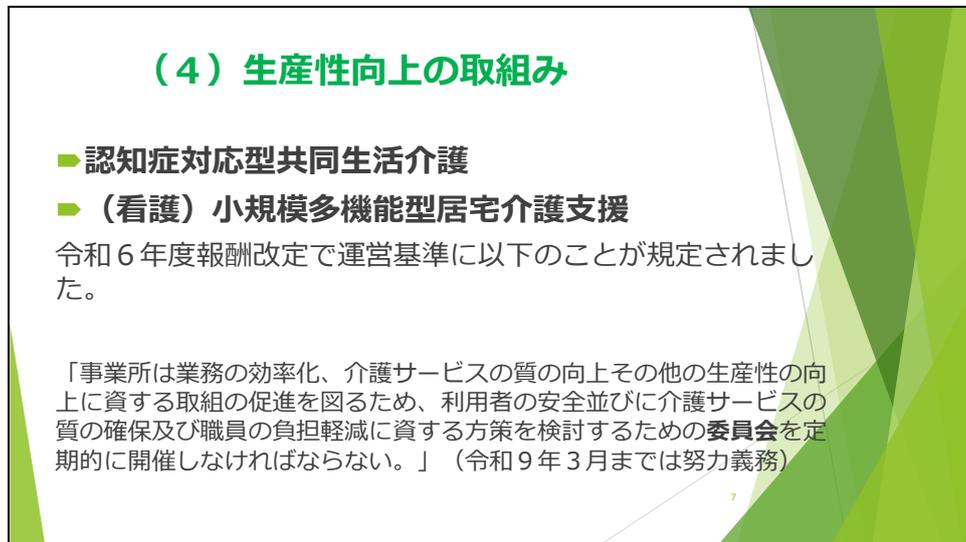
(3) 身体的拘束等の適正化の推進

小規模多機能型居宅介護支援事業所（看護）小規模多機能型居宅介護支援事業所について、身体的拘束等の適正化のための措置が義務付けられておりましたが、市内事業所は適正化が実施されたことを確認しております。

ご対応ありがとうございました。

今後も委員会の開催、研修の実施をお願いいたします。

地域密着型通所介護事業所につきましては令和6年報酬改定に新たに身体拘束禁止の取り決めが定められましたこと、再確認し、適正な運用をお願いいたします。



(4) 生産性向上の取組み

- 認知症対応型共同生活介護
- (看護) 小規模多機能型居宅介護支援

令和6年度報酬改定で運営基準に以下のことが規定されました。

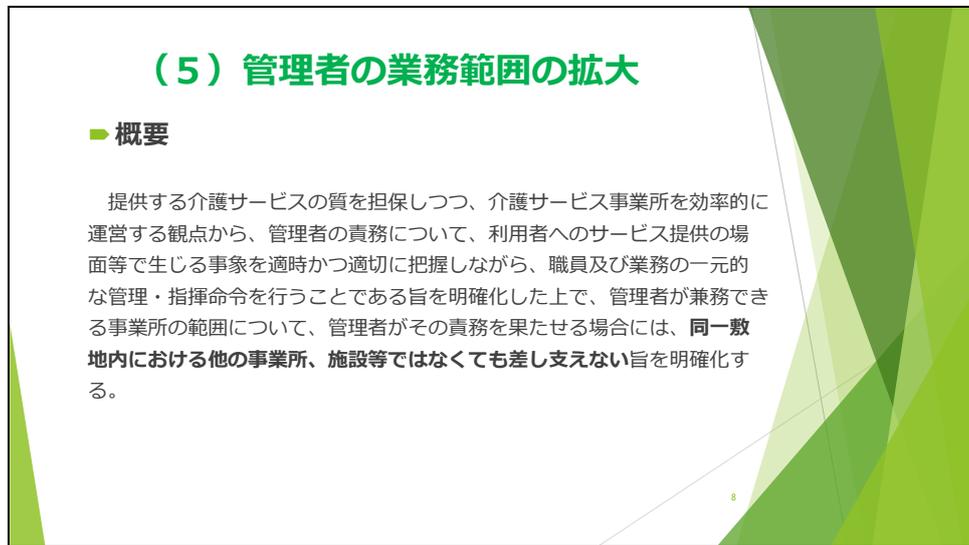
「事業所は業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催しなければならない。」(令和9年3月までは努力義務)

(4)生産性向上の取組み

具体的な内容としては、

事業所は業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催しなければならない。というものです。

この規定には、3年間の経過措置期間があります。令和9年3月までに整備していくようにお願いします。



(5) 管理者の業務範囲の拡大

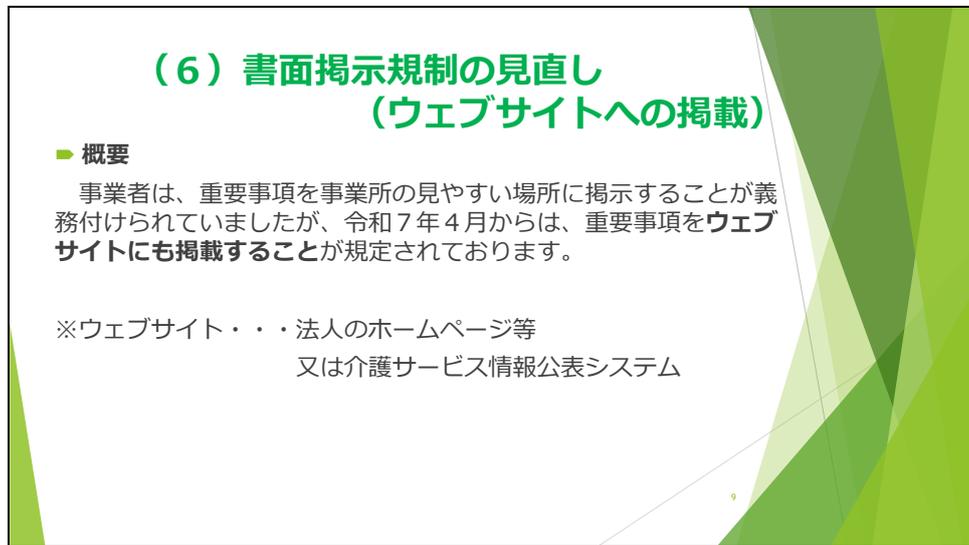
- 概要

提供する介護サービスの質を担保しつつ、介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、管理者の責務について、利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握しながら、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令を行うことである旨を明確化した上で、管理者が兼務できる事業所の範囲について、管理者がその責務を果たせる場合には、**同一敷地内における他の事業所、施設等**ではなくても差し支えない旨を明確化する。

(5) 管理者の業務範囲の拡大

この基準はすべてのサービスに共通するものです。

今までは、管理者が兼務できる事業所は同一敷地内に限っていましたが、管理者がその責務を果たせる場合には、同一敷地内ではなくても差し支えないとされました。



**(6) 書面揭示規制の見直し
(ウェブサイトへの掲載)**

■ 概要

事業者は、重要事項を事業所の見やすい場所に掲示することが義務付けられていましたが、令和7年4月からは、重要事項を**ウェブサイトにも掲載**することが規定されております。

※ウェブサイト・・・法人のホームページ等
又は介護サービス情報公表システム

(6) 書面揭示規制の見直し

これもすべての事業所に共通する事項です。

事業者は、重要事項を事業所の見やすい場所に掲示することが義務付けられていましたが、令和7年4月からは、重要事項をウェブサイトにも掲載することが規定されます。

ウェブサイトとは、法人のホームページ等又は介護サービス情報公表システムのことをいいます。

今後の運営指導等で確認をしていきますので、遺漏なきようお願いいたします。

(7) 協力医療機関等

認知症対応型共同生活介護

令和6年度報酬改定で指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めることが規定されました。

一年に一回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定を行った市町村長に届け出る必要があります。

次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
当該指定認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

10

(7) 協力医療機関等

認知症対応型共同生活介護に関する事項です。

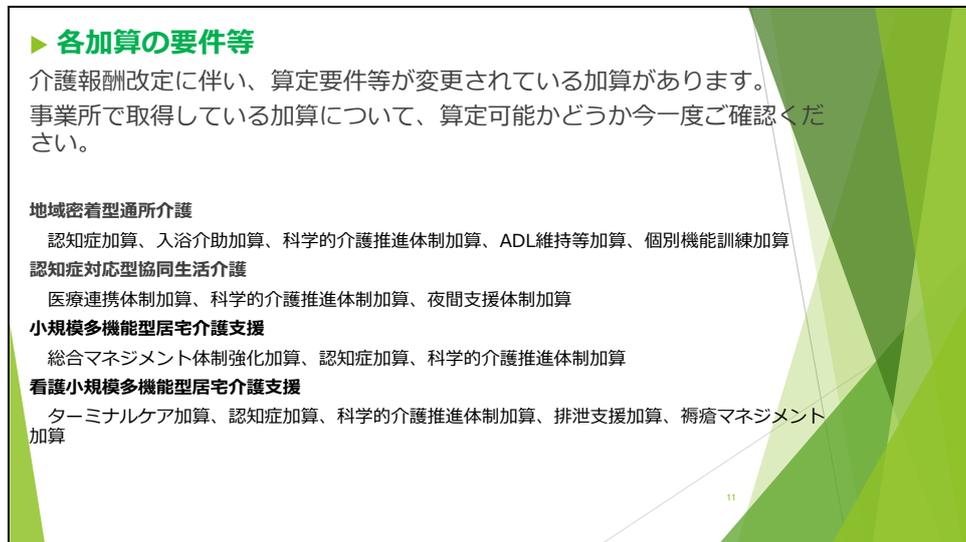
指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めることが規定されました。

一年に一回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定を行った市町村長に届け出る必要があります。

なお、協力医療機関は

- ①利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- ②当該指定認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

この2点の要件を満たす医療機関を定めるように努めてください。



▶ 各加算の要件等

介護報酬改定に伴い、算定要件等が変更されている加算があります。事業所で取得している加算について、算定可能かどうか今一度ご確認ください。

地域密着型通所介護
認知症加算、入浴介助加算、科学的介護推進体制加算、ADL維持等加算、個別機能訓練加算

認知症対応型協同生活介護
医療連携体制加算、科学的介護推進体制加算、夜間支援体制加算

小規模多機能型居宅介護支援
総合マネジメント体制強化加算、認知症加算、科学的介護推進体制加算

看護小規模多機能型居宅介護支援
ターミナルケア加算、認知症加算、科学的介護推進体制加算、排泄支援加算、褥瘡マネジメント加算

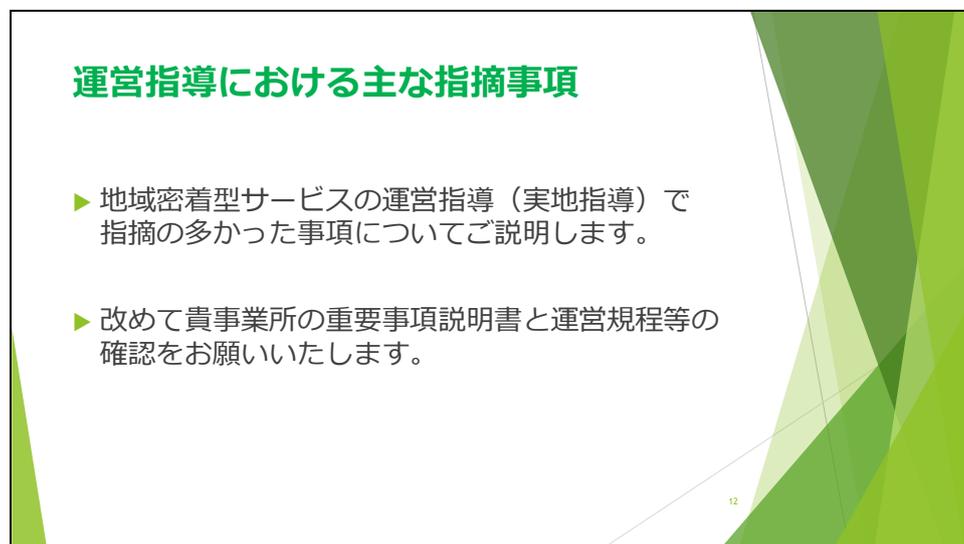
11

次に算定に関してです。

報酬改定によって、報酬単位も変更されておりますが、算定要件等が変更されている加算があります。

事業所で取得している加算について、算定可能かどうか今一度ご確認ください。

添付資料として、各サービス毎の算定要件の見直しのあった加算について簡単に変更事項をまとめたものを市ホームページに用意しております。そちらの資料をご確認ください。



運営指導における主な指摘事項

- ▶ 地域密着型サービスの運営指導（実地指導）で指摘の多かった事項についてご説明します。
- ▶ 改めて貴事業所の重要事項説明書と運営規程等の確認をお願いいたします。

12

ここからは、実地指導における主な指摘事項をお話していきます。実地指導は、介護保険課の職員が事業所に出向いて運営の状況を確認させていただく事業です。ここでは今までの実地指導での主な指摘事項をご説明します。

① サービス提供等の記録

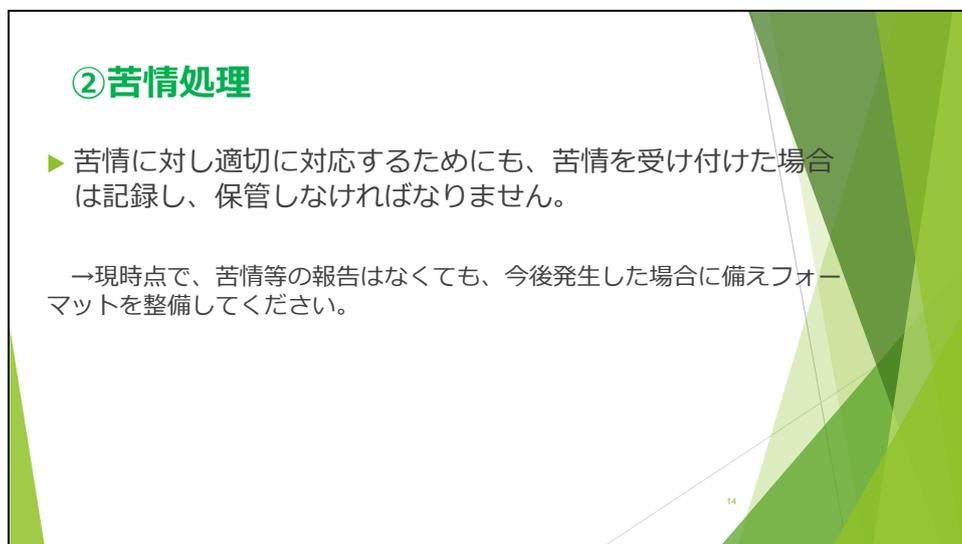
利用者に対するサービス提供に関する次に記録を整備し、その完結の日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年間保存しなければならないと市条例で規定されています。

契約書に記載のある
保存期間が5年間になっている
か確認してください。

13

サービス提供等の記録

サービス提供に関する次に掲げる記録は、その完結の日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年間保存しなければならないと市条例で規定されています。契約書に記載のある保存期間が5年間になっているか確認してください。



②苦情処理

- ▶ 苦情に対し適切に対応するためにも、苦情を受け付けた場合は記録し、保管しなければなりません。

→現時点で、苦情等の報告はなくても、今後発生した場合に備えフォーマットを整備してください。

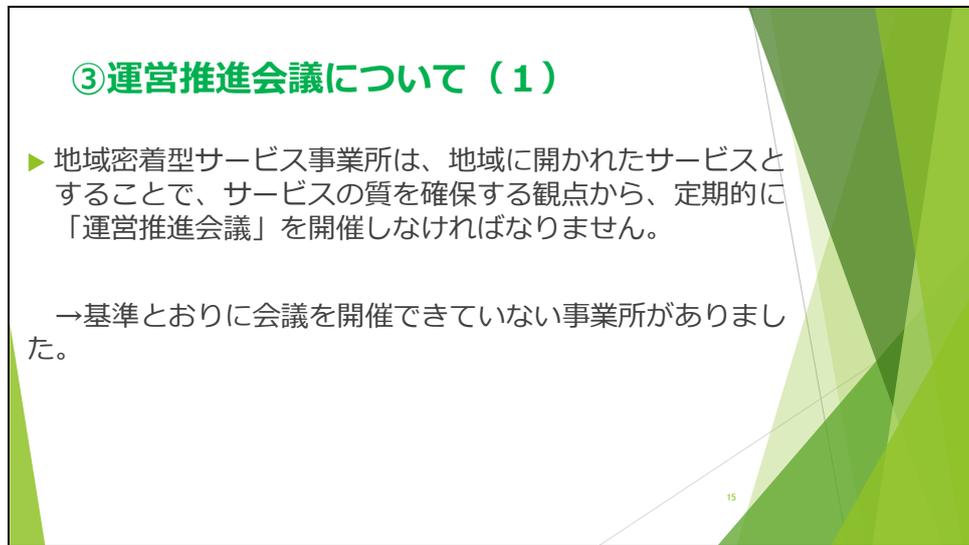
14

苦情処理に関してです。

苦情に対し適切に対応するためにも、苦情を受け付けた場合は記録し、保管しなければなりません。

【苦情の関するファイルが整備されていない事業所】や【苦情の報告様式がない事業所】がありましたので

適切な取り扱いをお願いします。



③運営推進会議について（1）

- ▶ 地域密着型サービス事業所は、地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質を確保する観点から、定期的に「運営推進会議」を開催しなければなりません。

→基準とおりに会議を開催できていない事業所がありました。

15

運営推進会議について

地域密着型サービス事業所は、地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質を確保する観点から、定期的に「運営推進会議」を開催しなければなりません。

→基準とおりに会議を開催できていない事業所がありましたので、基準通りの開催をお願いします。

③運営推進会議について（2）

▶ 開催頻度について（基準）

サービス種別	開催頻度
地域密着型通所介護	6か月に1回
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	2か月に1回
小規模多機能型居宅介護支援	2か月に1回
看護小規模多機能型居宅介護支援	2か月に1回

16

運営推進会議の開催頻度は

サービスごとに規定されています。

地域密着型通所介護は半年に1回、それ以外のサービスは2か月に1回です。

③運営推進会議について（3）

運営推進会議の構成員（基準）

- ・利用者や利用者の家族
- ・地域住民の代表（町内役員、民生委員、老人クラブの代表者など）
- ・市町村職員
- ・地域包括支援センター職員

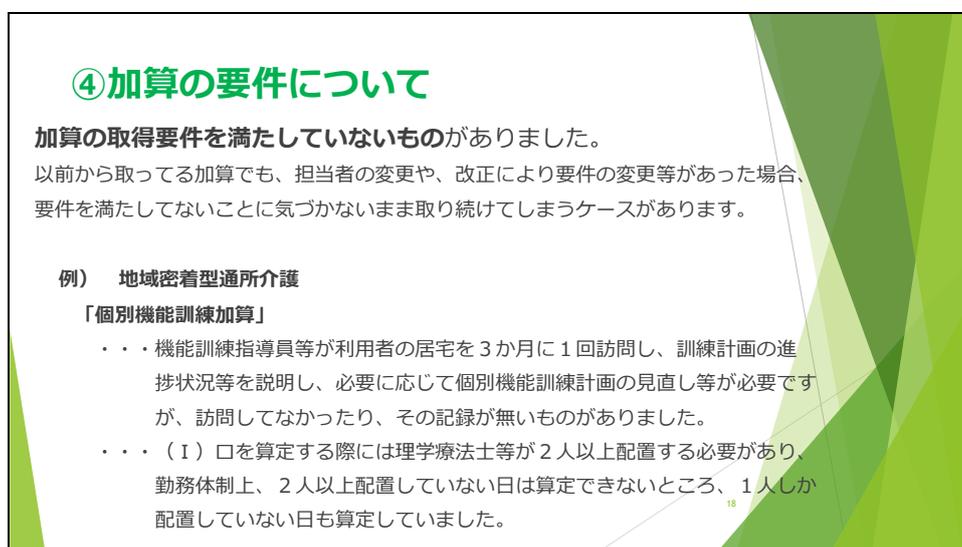
※ 運営推進会議は、各地域密着型サービス事業所が、利用者、市町村職員、地域の代表者等に対し、提供しているサービス内容等を明らかにすることにより、事業所による利用者の「抱え込み」を防止するとともに、地域との連携が確保され、かつ地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質の確保を図ることを目的として設置するものであり、原則として、上記の者を構成員とする必要があります。（毎回すべての構成員が会議に出席する必要はありません。）

運営推進会議の構成員としては

- ・利用者や利用者の家族
- ・地域住民の代表（町内役員、民生委員、老人クラブの代表者など）
- ・市町村職員
- ・地域包括支援センター職員 となります。

原則としてこのメンバーを構成員とする必要がありますが、毎回すべての構成員が会議に出席する必要はありません。

コロナ過では書面開催などが認められていましたが、現在はそのような臨時的な取り扱いは終了しております。規定通りの開催をお願いします。



④加算の要件について

加算の取得要件を満たしていないものがありました。
以前から取ってる加算でも、担当者の変更や、改正により要件の変更等があった場合、要件を満たしていないことに気づかないまま取り続けてしまうケースがあります。

例) 地域密着型通所介護
「個別機能訓練加算」

- ・・・機能訓練指導員等が利用者の居宅を3か月に1回訪問し、訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて個別機能訓練計画の見直し等が必要ですが、訪問してなかったり、その記録が無いものがありました。
- ・・・(I)口を算定する際には理学療法士等が2人以上配置する必要があり、勤務体制上、2人以上配置していない日は算定できないところ、1人しか配置していない日も算定していました。

加算の要件について

加算の取得要件を満たしていないものがありました。

以前から取ってる加算でも、担当者の変更や、改正により要件の変更があったりした場合、要件を満たしていないことに気づかないまま取り続けてしまっているケースがあります。

例としては

地域密着型通所介護の「個別機能訓練加算」について

機能訓練指導員等が利用者の居宅を3か月に1回訪問し、訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて個別機能訓練計画の見直し等が必要ですが、訪問してなかったり、その記録が無いものがありました。

また、(I)口を算定する際には理学療法士等が2人以上配置する必要があり、勤務体制上、2人以上配置していない日は算定できないところ、1人しか配置していない日も算定していました。

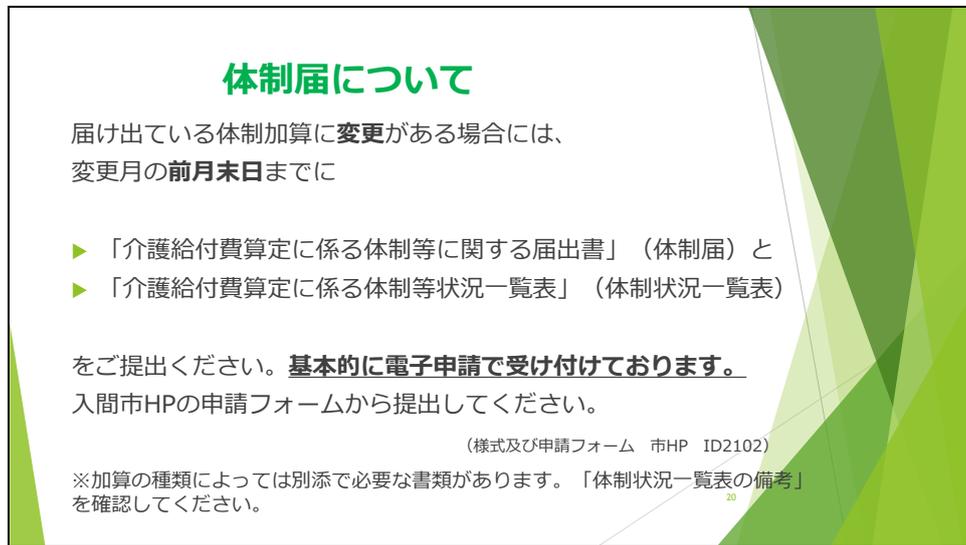
個別機能訓練加算は算定要件が複雑で誤り易い加算になります。特にご注意をお願いします。

事業所の取っている加算の要件を確認してください。

スライド 19



その他の注意事項です。



体制届について

届け出ている体制加算に**変更**がある場合には、
変更月の**前月末日**までに

- ▶ 「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」(体制届)と
- ▶ 「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」(体制状況一覧表)

をご提出ください。**基本的に電子申請で受け付けております。**
入間市HPの申請フォームから提出してください。

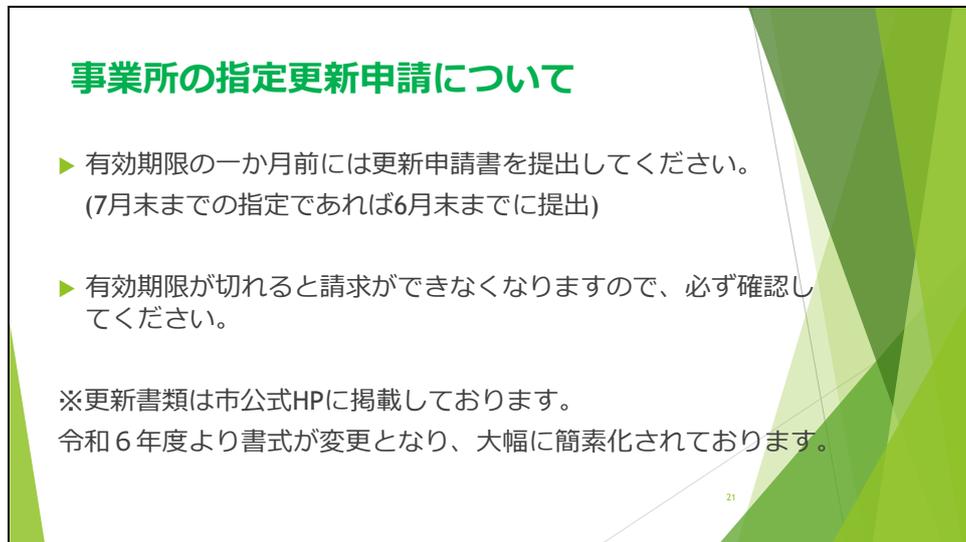
(様式及び申請フォーム 市HP ID2102)

※加算の種類によっては別添に必要な書類があります。「体制状況一覧表の備考」
を確認してください。

体制届について

届け出ている体制加算に**変更**がある場合には、
変更月の**前月末日**までに

「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」(体制届)と
「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」(体制状況一覧表)を提出してください。
今年度から、電子申請を受け付けています。入間市HPの申請フォームから提出してくださ
い。



事業所の指定更新申請について

- ▶ 有効期限の一か月前には更新申請書を提出してください。
(7月末までの指定であれば6月末までに提出)
- ▶ 有効期限が切れると請求ができなくなりますので、必ず確認してください。

※更新書類は市公式HPに掲載しております。
令和6年度より書式が変更となり、大幅に簡素化されております。

21

事業所の指定更新申請について

有効期限の一か月前には更新申請を出してください。

有効期限が切れると介護保険の請求ができなくなりますので、必ず確認してください。

※更新書類は市公式HPに掲載しております。

令和6年度より書式が変更となり、大幅に簡素化されております。以前は多くの書類を用意して頂いてましたが、省略できる書類も多くなりましたので、事業所の皆様の負担が少しは軽減していると思います。

事故報告について①

事業所で以下の事故等が発生し場合は、市へ報告をお願いします。

種別	説明
(1) 利用者等の事故等の発生	死亡、骨折、裂傷、やけど、誤嚥、窒息、誤薬等で医療機関を受診、または入院したもの
(2) 感染症等の発生	感染症（1類、2類、3類、新型インフルエンザ及び指定感染症（新型コロナウイルス） 乾癬の発生等利用者等にまん延する恐れのあるもの
(3) 職員の不祥事	職員の交通事故、法令違反、及び不祥事、犯罪等に利用者や事業所に損害を与えたもの
(4) その他	利用者の無断外出、虐待の疑い、利用者等の生命・身体に重大な結果を生じるもの、利用者間、家族とのトラブル等のうち取捨が難しいと考えられるもの
(5) 火災、震災、風水被害	火災、震災、風水被害による利用者等や職員の人的被害及び施設・設備・敷地等の損壊が発生した場合

22

事故報告について

事業所で事故等が発生し場合は、市へ報告をお願いします。

基本的に、事業所で医療機関を受診するような事故が起きた場合は、報告をお願いします。

事故の他にも表にあるような、感染症や、利用者に損害を与えるような職員の不祥事、災害などで被害が出た場合にも報告をお願いします。

事故報告について②



事故報告書の書式は市公式HPに掲載しています。
事業所独自の書式がある場合は、独自の書式を提出可能です。ただし、入間市の書式の内容を確認し、無い項目があれば追記してください。

速報は事故発生から**2日以内**、
再発防止策報告は**1か月以内**に提出するようにお願いします。

23

事故報告書の書式は、

事故報告書の書式は市公式HPに掲載してあります。

事業所独自の書式がある場合は独自の物を提出可能です。ただし、入間市の書式の内容と確認し、無い項目があれば追記してください。

速報は事故発生から**2日以内**、

再発防止策報告は**1か月以内**に提出するようにお願いします。

運営指導（実地指導）について

- ▶ 運営指導（実地指導）は新規指定時（初年度）と更新期間中（6年間）に1回行います。
- ▶ 更新の有効期限の前年か当年に行う予定です。
- ▶ 介護保険課の職員が事業所に出向き、現地で、設備、運営、人員基準について確認をします。

ご協力をよろしく申し上げます

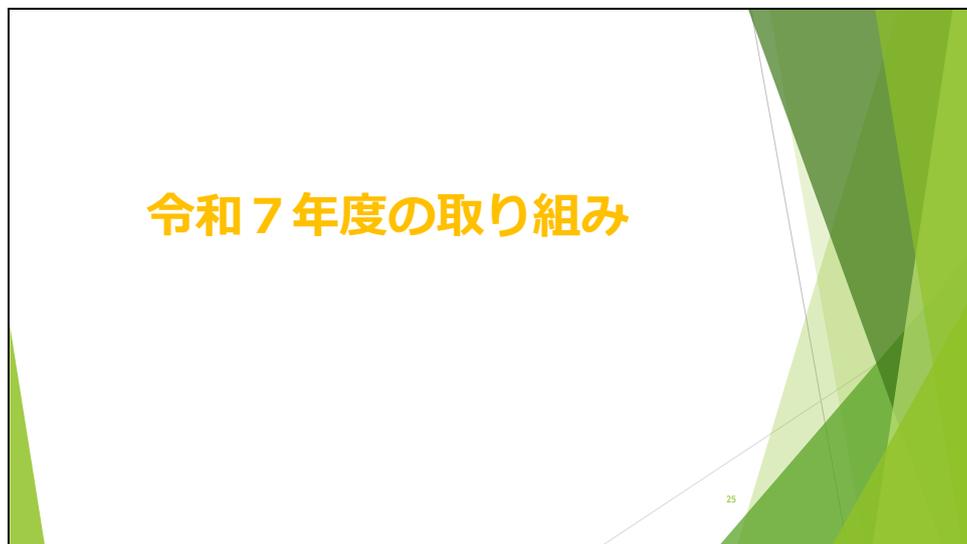
運営指導については

新規指定時（初年度）と更新期間中（6年間）に1回行います。

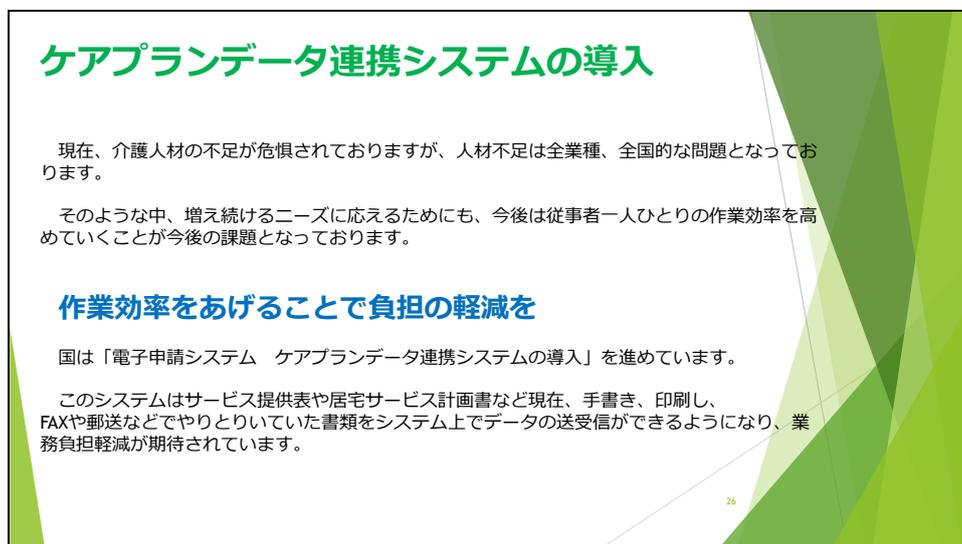
更新の有効期限の前年か当年に行う予定です。

市の職員が事業所に出向き、現地で、設備、運営、人員基準について確認をします。

ご協力をよろしく申し上げます



令和7年度の取り組み



ケアプランデータ連携システムの導入

現在、介護人材の不足が危惧されておりますが、人材不足は全業種、全国的な問題となっております。

そのような中、増え続けるニーズに応えるためにも、今後は従事者一人ひとりの作業効率を上げていくことが今後の課題となっております。

作業効率をあげることで負担の軽減を

国は「電子申請システム ケアプランデータ連携システムの導入」を進めています。

このシステムはサービス提供表や居宅サービス計画書など現在、手書き、印刷し、FAXや郵送などでやりとりしていた書類をシステム上でデータの送受信ができるようになり、業務負担軽減が期待されています。

26

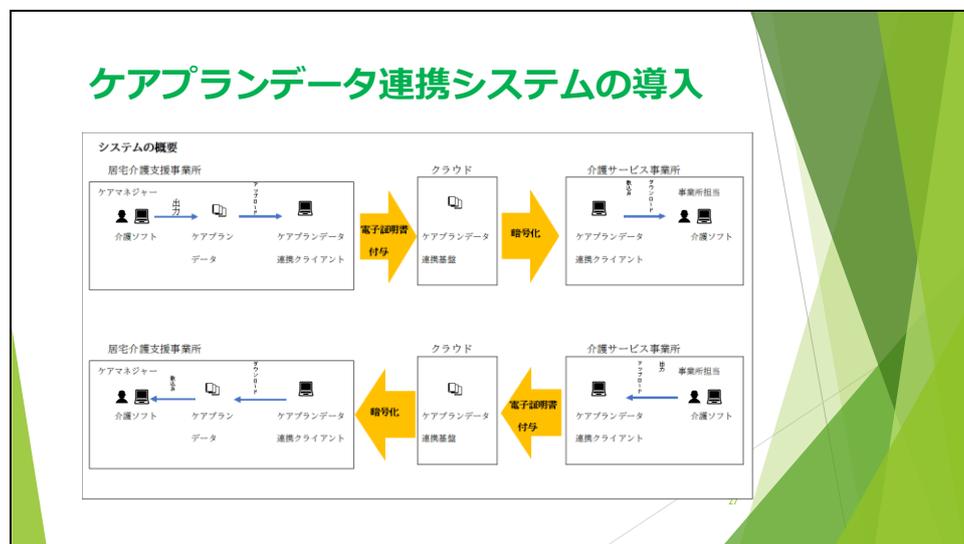
ケアプランデータ連携システムの導入

現在、介護人材の不足が危惧されておりますが、人材不足は全業種、全国的な問題となっております。

そのような中、増え続けるニーズに応えるためにも、今後は従事者一人ひとりの作業効率を上げていくことが今後の課題となっております。

国は「電子申請システム ケアプランデータ連携システムの導入」を進めています。

このシステムはサービス提供表や居宅サービス計画書など現在、手書き、印刷し、FAXや郵送などでやりとりしていた書類をシステム上でデータの送受信ができるようになり、業務負担軽減が期待されています。



システム概要を図にいたしました。

現在、使用している介護ソフトからデータを抽出し、ケアプランデータ連携システムでデータの送受信をすることで、安全に誤りなくデータのやりとりができます。

また、データを送るためのFAX代や郵便代が削減できます。

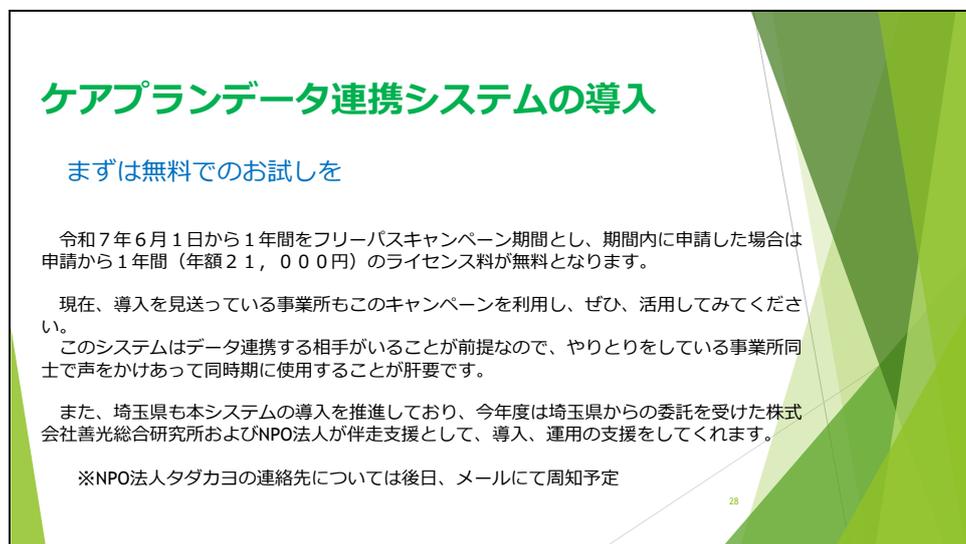
事業所の規模等により一概には言えませんが、厚労省の見立てでは

提供表の共有にかかる時間が従来の3分の1程度に削減

削減された時間を反映した人件費、印刷費、通信費、交通費などは年間81万6,000円のコスト削減

転記誤りなどがなくなり、心理的負担が軽減

との効果が見込まれております。



ケアプランデータ連携システムの導入

まずは無料でのお試しを

令和7年6月1日から1年間をフリーパスキャンペーン期間とし、期間内に申請した場合は申請から1年間（年額21,000円）のライセンス料が無料となります。

現在、導入を見送っている事業所もこのキャンペーンを利用し、ぜひ、活用してみてください。

このシステムはデータ連携する相手がいることが前提なので、やりとりをしている事業所同士で声をかけあって同時期に使用することが肝要です。

また、埼玉県も本システムの導入を推進しており、今年度は埼玉県からの委託を受けた株式会社善光総合研究所およびNPO法人タダカヨが伴走支援として、導入、運用の支援をしてくれます。

※NPO法人タダカヨの連絡先については後日、メールにて周知予定

28

このケアプランデータ連携システムについては試しに使ってみたくても、年間21,000円のライセンス料と新しいシステムに慣れるまでの技術的な問題があると思います。

令和7年6月1日から1年間をフリーパスキャンペーン期間が設定されており、期間内に申請した場合は申請から1年間（年額21,000円）のライセンス料が無料となりますので、このキャンペーンをご活用ください。

また、埼玉県も本システム導入を推進しており、埼玉県から委託を受けた株式会社善光総合研究所及びNPO法人タダカヨが伴走支援として導入、運用のアドバイスをしてくれます。

今後、業務の効率化のためにICTの活用などがより一層、求められることとなります。ケアプランデータ連携システムの導入をそのための一つの手段としてぜひ、ご検討ください。

集団指導出席確認アンケートについて

- ▶ この集団指導の資料を確認後、アンケートに回答することで、「出席」とさせていただきます。
- ▶ 回答は、その事業所の管理者等責任者の方が「各事業所ごとに1度」いただきますようお願いいたします。
- ▶ アンケートは、集団指導案内のメール、HPに記載してあるURLから回答フォームにお進みください。
- ▶ お問い合わせ 入間市 介護保険課

最後に、

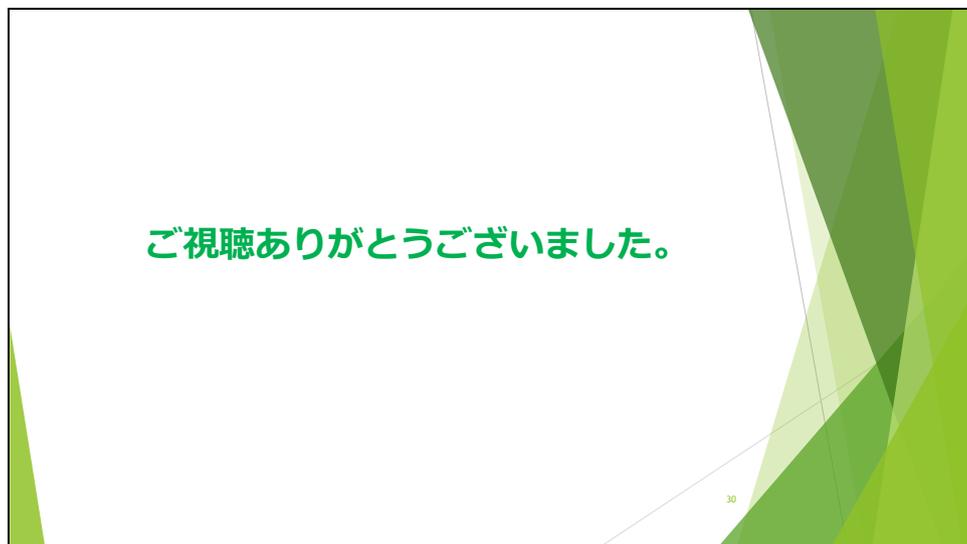
集団指導出席確認アンケートについてお願いです。

この集団指導の動画を視聴後、アンケートに回答することで、「出席」とさせていただきます。

回答は、その事業所の管理者等責任者の方が「各事業所ごとに1度」いただきますようお願いいたします。

アンケートは、集団指導案内のメール、HPの集団指導のページに記載してあるURLから回答フォームにお進みください。

スライド 30



集団指導は以上となります。

ご視聴ありがとうございました。